

福山市教育委員会会議（第8回）議事日程

2025年（令和7年）12月17日
午前10時00分 於：教育委員室

日程第1	教育委員会会議録の承認について	
日程第2	教育長報告	1
日程第3	令和7年12月定例市議会答弁報告	2
日程第4 報告事項	広瀬学園小学校、広瀬学園中学校及び常石ともに学園への入学・転入学に係る申請状況について	13
日程第5 議第29号	臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について）	15
日程第6 議第30号	福山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について	41
* 日程第7 議第31号	福山市善行児童生徒顕彰における対象者の選考について	
* 日程第8 議第32号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第9 議第33号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第10 議第34号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第11 議第35号	臨時代理の承認を求めることについて（職員の人事）	
* 日程第12 議第36号	臨時代理の承認を求めることについて（職員の人事）	
* 日程第13 協議事項	(仮称) 福山市学校教育環境に関する基本方針（素案）について	

*は非公開予定

教育長報告

11月	15日	土	
	16日	日	第46回福山市PTA連合会ブロック協議会別親善球技大会(ローズアリーナ) 第25回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式(ポートプラザ日化)
	17日	月	学校訪問(旭丘小、川口東小)
	18日	火	文教経済委員会 学校訪問(戸手小)
	19日	水	2025年度(令和7年度)福山市教育委員会委員管外先進地視察研修(吹田市、神戸市)
	20日	木	市長表敬訪問〔小学生ゴルフ〕
	21日	金	学校訪問(誠之中) 市長表敬訪問〔平田道場、誠志会、芦原会館〕
	22日	土	第50回神辺音楽祭(神辺文化会館)
	23日	日	第24回木下夕爾賞表彰式(ふくやま文学館)
	24日	月	
	25日	火	
	26日	水	本会議
	27日	木	市長表敬訪問〔小学生ゴルフ〕
	28日	金	福山祭委員会総会 第2回青少年健全育成ポスター・標語コンクール表彰式(市民ホール)
	29日	土	
	30日	日	秋のばら祭2025「第21回子ども写生大会」表彰式(大会議室)
12月	1日	月	
	2日	火	掛川市教育委員会からの視察
	3日	水	
	4日	木	本会議
	5日	金	本会議
	6日	土	ジュニアエコノミーカレッジ2025納税式(市立大学)
	7日	日	
	8日	月	本会議
	9日	火	本会議 福山市私立幼稚園協会との懇親会
	10日	水	文教経済委員会
	11日	木	予算特別委員会 市長表敬訪問〔広島東洋カープジュニア〕
	12日	金	予算特別委員会 小学校校長会(エフピコアリーナ)
	13日	土	2025年度(令和7年度)善行市民顕彰表彰式(広島県民文化センター)
	14日	日	
	15日	月	寄附受納及び感謝状贈呈式〔梶原啓子様〕
	16日	火	連合広島東部地域協議会との意見交換 広島県教育委員会との協議
	17日	水	第8回教育委員会会議 本会議 市長表敬訪問〔フェニックス久松台スポーツ少年団、キティタイガー〕

【一般質問】

- ・水曜会 喜田 紘平 議員
 加藤 陽一郎 議員
- ・公明党 野村 志津江 議員
- ・誠友会 貝原 大和 議員
- ・市民連合 小山 友康 議員
 山田 由美 議員
- ・新政クラブ 浜本 将矢 議員
- ・無所属 石岡 久彌 議員
 塩沢 光江 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	2	質問日	12月4日	会派名	水曜会	名前	喜田 紘平
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨
4 学生が安心して学習できる環境整備について
① 図書館の自習場所

[教育長答弁]

図書館の利用状況の把握についてです。

図書館は、静かな環境で、集中して学習できることから、生徒等の自習場所として、需要はると捉えています。中央図書館には、児童コーナー等を除き、閲覧席が120席程度あります。平日は、生徒等が自習場所を確保できないといった状況はありませんが、定期テスト期間の休日や夏休みなど長期休業期間中は、自習のために閲覧席の利用を求める生徒が多く、一般の利用者と合わせ、多い日には、開館前に300人程度の列ができる状況があります。

ゆるり

このため、他のフリースペースとして、市役所1階の「Y u R u R i」を案内し、自習できる場所をお知らせしています。

また、東部図書館では、中央図書館と同様に、満席になる状況がありますが、その場合、生徒等は東部支所内のサロンを利用しています。その他の5つの図書館については、閲覧席にもまだ余裕があり、現状では、需要は満たしていると考えています。

順序	5	質問日	12月4日	会派名	水曜会	名前	加藤 陽一郎
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨
1 学校体育施設の地域利用について
① 学校の体育館やグラウンドの利用状況について
② 学校施設を地域に開放するメリット、デメリットについて
③ 予約システム導入とスマートロック化について
④ 指定管理者制度等の活用について

[教育長答弁]

学校の体育館やグラウンドの利用状況についてです。

学校施設は、行事や部活動に支障のない範囲で、平日の夜間や休日に貸出しをしています。2024年度（令和6年度）の各種団体の使用率は、小学校では、体育館 69.9%、グラウンド 57.7%、中学校では、体育館 72.8%です。

なお、中学校のグラウンドは、部活動のため使用時間が限られることや、照明設備を設置していないことから、使用実績は、ほとんどありません。

学校施設を市民に開放するメリットは、社会教育、社会体育の場として、地域活性化やスポーツ振興に寄与することで、デメリットは、特にありません。

次に、予約システムの導入とスマートロック化についてです。

利用団体の利便性向上と教職員の負担軽減を目的に、2024年度（令和6年度）に約半数の学校に導入し、来年2月からは、全ての学校で運用を開始する予定です。

施設使用の申請がウェブででき、鍵の受け取りが不要となったことや、使用料のキャッシュレス決済が可能となったことで、利用者の利便性向上と教職員の負担軽減が図られています。年度初めの登録団体の確認と利用調整は、年間を通じ円滑な利用に供するため、学校が行っていますが、予約システムの導入とスマートロック化に伴い、使用許可に関する事務を教育委員会に移管していることから、教職員の業務負担は軽減されています。

現時点では、指定管理者制度等の活用は、考えておりません。

順序	9	質問日	12月5日	会派名	公明党	名前	野村 志津江
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発言の要旨
1 視覚障がい者支援施策について
(4) 情報バリアフリーについて
① 視覚障がい者等へのサービス

[教育長答弁]

情報バリアフリーについてです。

図書館では、障がいの有無にかかわらず、誰もが本の内容にアクセスできるよう、様々なサービスを行っています。昨年度、障がいのある人の読書を支援する様々なサービスを分かりやすく説明したリーフレットを作成し、関係部署、機関、団体に配布とともに、図書館主催の読書バリアフリーに関する講座などで、サービスの周知に取り組んでいます。

視覚障がい者には、点字図書や音声読み上げ機能付きの電子図書、朗読が録音された「デイジーフォン」等多様な本を揃えているほか、拡大読書器や自動読み上げ機の設置、職員による「対面朗読サービス」等により読書支援を行っています。

広報ふくやまは、点訳版以外にも音訳版のCDも利用することができます。

また、身体に障がいがあり、図書館に来ることが難しい人には、郵送や宅配サービスによる本の貸出しも行っています。

順序	1 4	質問日	1 2 月 8 日	会派名	誠友会	名前	貝原 大和
----	-----	-----	-----------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨
1 福山市の転出超過に対する取組について
(2) 郷土愛や学びの環境づくりについて
① 郷土愛の醸成の目的と取組

[教育長答弁]

郷土愛の醸成の目的と取組についてです。

本市では、福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きることを育てる目的として、「大好き！福山～ふるさと学習～」に取り組んでいます。

各学校では、福山産の食材を使って、地元企業と共同で商品開発に取り組んだり、福山ゆかりの先人に関する資料館等の施設見学や歴史に詳しい地域の方へのインタビュー調査を行ったりするなど、地域資源を活かした教育活動を行っています。

また、ふるさと学習の一環として、地域と協働で、ばらを栽培したり、ばらを素材にした体験活動や探究学習を行ったりする Rose&Peace 教育にも取り組んでいます。

順序	1 8	質問日	1 2 月 9 日	会派名	市民連合	名前	小山 友康
----	-----	-----	-----------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨
3 公園内の樹木や街路樹と小中学校内の樹木の管理点検方法について
(1) 福山市の管理する樹木の総数は
(2) 点検結果とその公表方法
(3) 学校樹木の本数
(4) 樹木の点検と対応

[教育長答弁]

小中学校内の樹木についてです。

学校樹木の点検本数については、約 1,500 本です。学校樹木の点検にあたっては、国が定める「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針」に基づき、日常点検は学校が、定期点検は教育委員会が、目視や打診等によって、幹の揺れ度合や不自然な傾斜、亀裂などの変状を確認しています。

点検の結果、倒木の恐れがある樹木については、伐採や樹高を下げる剪定などを行い、安全を確保しています。

順序	19	質問日	12月9日	会派名	市民連合	名前	山田 由美
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨
1 こどもの権利を守るためにの施策
（2）こどもの意見表明
ア 学校現場における子どもの権利条約の理念の浸透
イ アドボカシー研修の進捗と成果
ウ こどもの意見表明の機会の確保

[教育長答弁]

学校現場における子どもの権利条約の理念の浸透についてです。

学校では、社会科や道徳科の授業の中で生きる権利、守られる権利、育つ権利などについて学習しています。

また、管理職を対象に実施した研修の内容を、教職員へ還元することで、理解、共有を図っています。

次に、アドボカシー研修の実施状況についてです。

教職員は、初任者が受講する人権教育研修のほか、ニーズ研修など様々な研修を通じて、児童生徒を理解し、代弁をしたり児童生徒自身が発言できるように促す「傾聴」の技術を身に付け、日々の児童生徒とのやり取りの中で実践しています。

現在、アドボカシーに特化した研修計画はありませんが、今後、位置付けるよう検討してまいります。

次に、こどもの意見表明の機会の確保についてです。

現在学校では、生徒指導規程の作成や生徒会活動、修学旅行の企画など、児童生徒が主体となった議論を通じて、考える機会を多く設けるようにしています。

また、今年度、「心の健康観察」のシステムを導入し、児童生徒が声に出せない心の動きを、教職員が早期に察知し、適切な支援を行っています。

順序	20	質問日	12月9日	会派名	新政クラブ	名前	浜本 将矢
----	----	-----	-------	-----	-------	----	-------

発 言 の 要 旨
9 教育関係について
① 学習端末の活用状況と更新の見通し
ア 学習端末の活用状況について
イ 学習用端末の更新方針、更新に係る市の負担額の見通し、記憶媒体の消去方法、 処分事業者の選定状況、リユース・リサイクルの考え方など本市の対応
② 不審者対応における学校と警察の連携
③ スクールガード
④ 危機管理マニュアルの見直し

〔教育長答弁〕

学習端末の活用状況についてです。

今年度の全国学力・学習状況調査の意識調査において、「週3回以上ＩＣＴ機器を授業で使用している」と回答した児童生徒の割合は、小学校63.4%、中学校76.4%です。児童生徒は、学習において、文章作成や情報収集に使用するだけでなく、情報の整理や、自分の考え方や理解を深める際に使用しています。

具体的には、

- ・国語科では、個人や班で立てたテーマについて、アンケートやインタビュー等で集めた情報を、グラフ化し、スライドにまとめ、発表する
- ・理科では、班ごとに実験の様子を撮影し、結果を比較することで、条件の違いに着目し、自分の考え方や理解を深める

など、ＩＣＴの良さを活かしながら、教科等の特質に応じて活用しています。

また、学習端末を活用した心の健康観察として、児童生徒の健康状態や気持ちの状態を教職員が把握し、そのデータをもとに気になる児童生徒に声をかけるなど、早期の支援につなげています。

学習端末の活用については、学習教材も様々で、日々進化しています。引き続き、より効果的な活用が進むよう、研究授業など、各学校の取組を支援してまいります。

次に、学習端末の更新方針についてです。

本市の学習端末の更新は、2年後の2027年度（令和9年度）の予定です。更新にあたり、国は、都道府県を中心とした共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進しています。広島県でも、県内自治体の共同調達を進めており、本市も協議に参画し、学習端末の仕様等の検討を行っているところです。更新に係る事業費は、国の補助基準額 1台あたり5万5千円、補助率3分の2で試算した場合、約19億8千万円となり、市の負担額は、3分の1の約6億6千万円となる見込みです。

また、学習端末の処分については、国の通知「G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再利用又は再資源化）等について」を踏まえ、端末内のデータ消去の徹底、産業廃棄物としての処分や、再資源化の必要性等を検討し、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者や資源有効利用促進法に基づく製造事業者に処分を委託する等、適正に対応してまいります。

次に、不審者対応における学校と警察の連携についてです。

各学校は、文部科学省通知「児童生徒の安全・安心な環境の確保に向けた警察との連携体制の強化」を踏まえ、警察と共に、学校内外の安全確保に取り組んでいます。

不審者情報等があった際には、警察官による学校周辺のパトロールや学校への立寄り、登下校時の見守り活動を依頼しています。

また、年1回行う不審者対応の実践的な訓練の際には、児童生徒や教職員の行動への助言や不審者への対処方法とともに、来校者への声かけ等、防犯意識の向上に関する指導を受けています。

引き続き、児童生徒が安全・安心に学べる学校環境づくりに取り組んでまいります。

次に、スクールガードについてです。

スクールガードは、文部科学省が進める「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」として学校や通学路における子どもの安全確保を図ることを目的とするボランティア活動です。

本市では、2005年度（平成17年度）から「スクールサポートボランティア事業」として、このような役割を担う活動を行っています。活動内容としては、児童生徒の登下校、校外学習に係る安全・防犯活動の見守り活動といったスクールガードとしての役割だけでなく、教育活動の支援など、学校教育全体を地域のボランティアの方に支えていただいており、2025年度（令和7年度）5月時点で、4,224人の登録があります。

また、教育委員会が任用した警察OBが定期的に学校を訪問し、校内の巡回や学校安全体制の指導助言等を行っています。さらに、導入を進めているコミュニティ・スクールの活動も合わせ、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制の充実に取り組んでまいります。

次に危機管理マニュアルの見直しについてです。

学校の危機管理マニュアルは、文部科学省から示された『学校の危機管理マニュアル作成の手引』に基づき作成し、災害対策の動向に対応して適宜内容の見直しを行っています。

現在、熊に特化した対応の記載はありませんが、イノシシ等の有害鳥獣が出没した際には、教育委員会から近隣地域の保護者に注意喚起のメールを送信するとともに、各学校では、児童生徒が安全に登下校できるように、保護者による送迎や集団下校等の対応を講じています。

熊の出没への対応としては、環境省の作成した「クマ類の出没対応マニュアル」や出没地域の対策等を踏まえ、速やかに対応できるよう、今後に備えてまいります。

順序	21	質問日	12月9日	会派名	無所属	名前	石岡 久彌
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨
1 去る9月定例会時における市長並びに教育長答弁について
(3) 教育長答弁について

[教育長答弁]

今年度と昨年度の全国学力・学習状況調査の結果からは、小・中学生の国語、算数・数学全般において、特に正答率40%未満の児童生徒について、基礎的な知識や技能の習得に課題があると分析しており、その原因として、小学校低学年のうちから、各学年で身に付けるべき学力が十分定着していないことがあると考えています。

対応として、引き続き、教育委員会と学校が「学力の向上」という意識の共有を図るとともに、朝や放課後の時間を活用して、基礎的な問題に取り組んだり、学力定着状況調査の結果をもとに、児童生徒のつまずきを的確に把握し、こどもたち個々の状況にあわせた指導や支援の充実を図っています。

また、規則正しい生活習慣と学習習慣の確立に向けて、「生活習慣の7つの目標シート」を作成し、家庭学習の時間やスマートフォンの使用時間など、家庭で目標を決めて取り組んでいます。

学力の定着・向上は一朝一夕にはいきませんが、こどもたち一人一人と向き合いながら、学ぶべきことを着実に身に付けられるよう引き続き危機感をもって取り組んでまいります。

順序	23	質問日	12月9日	会派名	無所属	名前	塩沢 光江
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨
2 学校給食について
（1）給食費の無償化について
（2）地場産農産物の使用促進について
（3）有機農産物の活用について

〔教育長答弁〕

学校給食費の無償化についてです。

小・中学校の給食費の無償化に係る費用は、2025年度（令和7年度）予算で、小学校は約15億円、中学校は約8億円です。

学校給食費を公費で賄うことは、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減が図られるとともに、子どもの健全な成長に資するものと考えます。

国への要望については、これまで全国市長会等を通じて要望しているほか、8月には、市長が自ら、国に対し、子ども・子育て施策に関する提言活動を行い、小・中学校の給食費無償化についても、要望しております。

次に地産地消の取組についてです。

基本目標の根拠については、計画期間中、地元生産者からの直接納入などにより地場産農産物の使用拡大に向けて設定したものです。

実際には、生産者や児童生徒の減少の影響から直接納入の実績は、2022年度（令和4年度）132トン、2023年度（令和5年度）128トン、2024年度（令和6年度）102トンとなっています。

今後も、一次産業振興の観点からも、学校給食では地場産農産物を可能な限り活用した地産地消に取り組んでまいります。

次に、有機農産物の活用についてです。

学校給食で有機農産物を活用することは、食育の推進や循環型社会の構築に向けて有意義であると考えています。

しかし、有機野菜は価格が高価なことや、生産量も少量で、安定的な確保が困難などの課題があり、現在、本市の学校給食では使用していません。

1 広瀬学園小学校、広瀬学園中学校及び常石ともに学園への入学・転入学に係る申請状況について

(1) 福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校

ア 申請期間

10月14日（火）から24日（金）まで

イ 対象児童生徒

福山市内在住の者で、次のいずれかに該当する者

- ・大きな集団での生活・学習が難しい者
- ・在籍校での登校が難しい者
- ・児童養護施設「福山ルンビニ園」に在籍している者
- ・広瀬学園の教育環境を希望している者

ウ 申請状況

校種	学年	定員	進級者数	募集人数	申請者数
小学校	新1年生	10人		10人	2人
	新2年生	10人	1人	9人	0人
	新3年生	10人	6人	4人	0人
	新4年生	10人	7人	3人	0人
	新5年生	10人	7人	3人	1人
	新6年生	10人	8人	2人	2人
	計	60人	29人	31人	5人
中学校	新1年生	15人	10人	5人	15人
	新2年生	15人	15人	0人	0人
	新3年生	15人	14人	1人	2人
	計	45人	39人	6人	17人

※定員及び募集人数は、概ねの人数

※募集人数は、2025年度（令和7年度）の広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校の児童生徒数を考慮し、教育委員会が定めた人数

エ 抽選

中学校新1年生及び中学校新3年生の抽選を実施

オ オープンスクール

- ・開催日程 10月11日（土）
- ・参加人数 延べ63人（保護者を含む）

(2) 福山市立常石ともに学園

ア 申請期間

10月30日（木）から11月14日（金）まで

イ 対象児童

保護者の送迎等により通学できる者（市外在住者も含む）

ウ 申請状況 ※新1年生のみ募集

校種	学年	定員	募集人数	申請者数
小学校	新1年生	30人	30人	24人（6人）

※募集人数は、2025年度（令和7年度）の常石ともに学園の児童数を考慮し、

教育委員会が定めた人数

※（ ）は、申請者の内、申請時点において福山市外に在住している者の数

エ 抽選

抽選はなし。申請者全員の入学を許可

オ オープンスクール

・開催日程 10月22日（水）、23日（木）、25日（土）、27日（月）～29日（水）

・参加人数 延べ86人（保護者を含む）

議第29号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 2 福山市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正について

2025年（令和7年）の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員及び本市の一般職の職員に対して採られる期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる措置を踏まえ、特別職の職員に対する期末手当の支給月数を引き上げるにつき、所要の改正を行うもの。

特別職の職員の期末手当の支給月数を次のとおり改定するもの。

区分	現行	2025年(令和7年)12月1日適用	2026年(令和8年)4月1日適用
6ヶ月	2.175月	2.175月（－）	2.20月（+0.025月）
12ヶ月	2.175月	2.225月（+0.05月）	2.20月（△0.025月）
3ヶ月	0.25月	0.25月（－）	0.25月（－）
合計	4.60月	4.65月（+0.05月）	4.65月（－）

※施行期日等

- 1 公布の日。ただし、2026年（令和8年）6ヶ月及び12ヶ月の期末手当の改正は、同年4月1日
- 2 2025年（令和7年）12ヶ月の期末手当の改正は、同年12月1日から適用する。

議第 号

福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正について

条例第 号

福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和41年条例第1
14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「6月及び」を「6月に支給する場合には100分の217.5、」
に、「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改
正する。

第3条第1項中「に支給する場合には100分の217.5、」を「及び」に、「1
00分の222.5」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の福山市特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例第3条第1項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

2 福山市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

2025年（令和7年）の人事院勧告に伴い一般職の国家公務員に対して採られる給与改定及び同年の広島県人事委員会勧告に伴い広島県職員に対して採られる給与改定等の措置を踏まえ、給料表等の改定を行う等につき、所要の改正を行うもの。

1 給料表の改定

一般職給料表、教育職給料表、医療職給料表、看護職給料表及び特定任期付職員給料表の給料月額について、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げるもの。

（2025年（令和7年）4月1日適用）

※一般職給料表で平均10,734円（3.261%）の引上げ

2 期末・勤勉手当の改定

（1）一般の職員及び会計年度任用職員（会計年度任用職員はア、イのみ）

ア 管理職員以外の職員の支給月数（2025年（令和7年）12月1日適用）

区分	年間支給月数 4.60月 ⇒ 4.65月 (+0.05月)		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	1.125月	1.050月	2.175月
12ヶ月	1.125月 ⇒ 1.15月 (+0.025月)	1.050月 ⇒ 1.075月 (+0.025月)	2.175月 ⇒ 2.225月 (+0.05月)
3ヶ月	0.25月	—	0.25月
合計	2.50月 ⇒ 2.525月 (+0.025月)	2.10月 ⇒ 2.125月 (+0.025月)	4.60月 ⇒ 4.65月 (+0.05月)

イ 管理職員以外の職員の支給月数（2026年（令和8年）4月1日適用）

区分	年間支給月数 4.65月		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	1.125月 ⇒ 1.1375月 (+0.0125月)	1.050月 ⇒ 1.0625月 (+0.0125月)	2.175月 ⇒ 2.20月 (+0.025月)
12ヶ月	1.15月 ⇒ 1.1375月 (△0.0125月)	1.075月 ⇒ 1.0625月 (△0.0125月)	2.225月 ⇒ 2.20月 (△0.025月)
3ヶ月	0.25月	—	0.25月
合計	2.525月	2.125月	4.65月

ウ 管理職員（課長級以上）の支給月数（2025年（令和7年）12月1日適用）

区分	年間支給月数 4.60月 ⇒ 4.65月 (+0.05月)		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	0.925月	1.25月	2.175月
12ヶ月	0.925月 ⇒ 0.95月 (+0.025月)	1.25月 ⇒ 1.275月 (+0.025月)	2.175月 ⇒ 2.225月 (+0.05月)
3ヶ月	0.25月	—	0.25月
合計	2.10月 ⇒ 2.125月 (+0.025月)	2.50月 ⇒ 2.525月 (+0.025月)	4.60月 ⇒ 4.65月 (+0.05月)

エ 管理職員（課長級以上）の支給月数（2026年（令和8年）4月1日適用）

区分	年間支給月数 4.65月		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	0.925月 ⇒ 0.9375月 (+0.0125月)	1.250月 ⇒ 1.2625月 (+0.0125月)	2.175月 ⇒ 2.20月 (+0.025月)
12ヶ月	0.95月 ⇒ 0.9375月 (△0.0125月)	1.275月 ⇒ 1.2625月 (△0.0125月)	2.225月 ⇒ 2.20月 (△0.025月)
3ヶ月	0.25月	—	0.25月
合計	2.125月	2.525月	4.65月

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等

ア 管理職員以外の職員の支給月数（2025年（令和7年）12月1日適用）

区分	年間支給月数 2.40月 ⇒ 2.45月 (+0.05月)		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	0.65月	0.50月	1.15月
12ヶ月	0.65月 ⇒ 0.675月 (+0.025月)	0.50月 ⇒ 0.525月 (+0.025月)	1.15月 ⇒ 1.20月 (+0.05月)
3ヶ月	0.10月	—	0.10月
合計	1.40月 ⇒ 1.425月 (+0.025月)	1.00月 ⇒ 1.025月 (+0.025月)	2.40月 ⇒ 2.45月 (+0.05月)

イ 管理職員以外の職員の支給月数（2026年（令和8年）4月1日適用）

区分	年間支給月数 2.45月		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	0.65月 ⇒ 0.6625月 (+0.0125月)	0.50月 ⇒ 0.5125月 (+0.0125月)	1.15月 ⇒ 1.175月 (+0.025月)
12ヶ月	0.675月 ⇒ 0.6625月 (△0.0125月)	0.525月 ⇒ 0.5125月 (△0.0125月)	1.20月 ⇒ 1.175月 (△0.025月)
3ヶ月	0.10月	—	0.10月
合計	1.425月	1.025月	2.45月

ウ 管理職員（課長級以上）の支給月数（2025年（令和7年）12月1日適用）

区分	年間支給月数 2.40月 ⇒ 2.45月 (+0.05月)		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	0.55月	0.60月	1.15月
12ヶ月	0.55月 ⇒ 0.575月 (+0.025月)	0.60月 ⇒ 0.625月 (+0.025月)	1.15月 ⇒ 1.20月 (+0.05月)
3ヶ月	0.10月	—	0.10月
合計	1.20月 ⇒ 1.225月 (+0.025月)	1.20月 ⇒ 1.225月 (+0.025月)	2.40月 ⇒ 2.45月 (+0.05月)

エ 管理職員（課長級以上）の支給月数（2026年（令和8年）4月1日適用）

区分	年間支給月数 2.45月		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	0.55月 ⇒ 0.5625月 (+0.0125月)	0.60月 ⇒ 0.6125月 (+0.0125月)	1.15月 ⇒ 1.175月 (+0.025月)
12ヶ月	0.575月 ⇒ 0.5625月 (△0.0125月)	0.625月 ⇒ 0.6125月 (△0.0125月)	1.20月 ⇒ 1.175月 (△0.025月)
3ヶ月	0.10月	—	0.10月
合計	1.225月	1.225月	2.45月

(3) 特定期付職員

ア 支給月数（2025年（令和7年）12月1日適用）

区分	年間支給月数 3.65月 ⇒ 3.70月 (+0.05月)		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	0.875月	0.875月	1.75月
12ヶ月	0.875月 ⇒ 0.90月 (+0.025月)	0.875月 ⇒ 0.90月 (+0.025月)	1.75月 ⇒ 1.80月 (+0.05月)
3ヶ月	0.15月	—	0.15月
合計	1.90月 ⇒ 1.925月 (+0.025月)	1.75月 ⇒ 1.775月 (+0.025月)	3.65月 ⇒ 3.7月 (+0.05月)

イ 支給月数（2026年（令和8年）4月1日適用）

区分	年間支給月数 3.70月		
	期末手当	勤勉手当	合計
6ヶ月	0.875月 ⇒ 0.8875月 (+0.0125月)	0.875月 ⇒ 0.8875月 (+0.0125月)	1.75月 ⇒ 1.775月 (+0.025月)
12ヶ月	0.90月 ⇒ 0.8875月 (△0.0125月)	0.90月 ⇒ 0.8875月 (△0.0125月)	1.80月 ⇒ 1.775月 (△0.025月)
3ヶ月	0.15月	—	0.15月
合計	1.925月	1.775月	3.70月

3 その他の手当の改定

(1) 通勤手当

ア 通勤手当について片道45キロメートル以上のものを増額するもの（2025年（令和7年）4月1日適用）。

km 以上	km 未満	現行	遡及改定後
45	50	27,200 円	29,100 円
50	55	28,100 円	32,300 円
55	60	29,800 円	35,500 円
60		31,600 円	38,700 円

イ 通勤手当について片道100キロメートル以上を上限とする距離区分（5キロメートル刻み）を新設するもの（2026年（令和8年）4月1日適用）。

km 以上	km 未満	通勤手当額
60	65	38,700 円
65	70	42,200 円
70	75	45,700 円
75	80	49,200 円
80	85	52,700 円
85	90	56,200 円
90	95	59,600 円
95	100	63,000 円
100		66,400 円

(2) 地域手当（2026年（令和8年）4月1日適用）

広島県内（広島市を除く。）で勤務する職員に4%の地域手当を支給するもの。

(3) 宿日直手当（2025年（令和7年）4月1日適用）

宿日直手当について増額するもの。

区分	現行	改定後
宿直勤務	4,400 円	4,700 円
日直勤務	4,400 円	4,700 円
半日勤務日からの宿直勤務	6,600 円	7,050 円
5時間未満の勤務	2,200 円	2,350 円

- (4) 義務教育等教員特別手当（2026年（令和8年）1月1日適用）
義務教育等教員特別手当の上限額について増額するもの。
- (5) 教員の特殊勤務手当（2026年（令和8年）1月1日適用）
福山市立福山高等学校の教員の特殊勤務手当について、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち、「生徒の負傷疾病等に伴う救急の業務」等に従事した場合に支給する日額を7,500円から8,000円に引き上げるもの。
- (6) 教職調整額（2026年（令和8年）1月1日適用）
福山市立福山高等学校の教員に10%の教職調整額を支給するもの。ただし、支給割合の引上げは段階的に実施することとし、2026年（令和8年）1月から5%とするもの。

※施行期日等

- 1 公布の日。ただし、3（4）から（6）までについては、2026年（令和8年）1月1日。2026年（令和8年）4月1日を適用とする改正については同日
- 2 その他必要な経過措置を設けるもの。

議第 号

福山市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

条例第 号

福山市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（福山市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 福山市一般職員の給与に関する条例（昭和41年条例第115号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして」を削る。

第13条第2項第2号（ゾ）中「27,200円」を「29,100円」に改め、同号（タ）中「28,100円」を「32,300円」に改め、同号（チ）中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号（ツ）中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第14条の2第3項中「特地勤務手当の支給額、特地勤務手当と地域手当との調整その他」を「前2項に規定するもののほか、」に改める。

第15条第2項を削る。

第22条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に改め、同項ただし書中「2, 200円」を「2, 350円」に改める。

第25条第2項中「及び12月に支給する場合には100分の112.5」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の115」に、「及び12月に支給する場合には100分の92.5」を「に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の112.5、12月に支給する場合には10分の115」に、「100分の65」を「100分の65、12月に支給する場合には100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の92.5、12月に支給する場合には100分の95」に、「100分の55」を「100分の55、12月に支給する場合には100分の57.5」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に、「100分の60」を「100分の62.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
定	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
年	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
前	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
再	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
任	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
用	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
短	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
時	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
間	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
勤	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
務	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
短	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
時	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
間	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
勤	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
務	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
職	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
員	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
等	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
以	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
外	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
の	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
職	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
員	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
等	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
以	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
外	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
員	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			

65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員等	基 準 給料月額								
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	1		214,800	261,700	334,400	391,300	466,600
	2		217,200	263,100	336,200	392,800	468,400
	3		219,500	264,500	338,000	394,200	470,200
	4		221,800	265,900	339,700	395,600	472,000
	5		224,100	267,300	341,300	397,000	473,700
定年	6		226,300	268,500	343,200	398,400	475,400
	7		228,500	269,700	345,100	399,900	477,300
	8		230,700	270,900	346,900	401,300	479,100
	9		232,900	272,200	348,700	402,600	480,800
	10		235,100	273,300	350,700	404,000	482,400
	11		237,300	274,400	352,500	405,500	484,000
	12		239,500	275,600	354,200	407,000	485,500
	13		241,700	276,900	355,900	408,300	487,000
任用	14		243,800	278,600	357,600	409,800	488,300
	15		245,900	280,300	359,100	411,300	489,700
	16		248,000	282,000	360,700	412,800	491,000
	17		250,100	283,700	362,300	414,200	492,200
短時	18		251,900	285,700	363,600	415,800	492,800
	19		253,600	287,900	364,800	417,400	493,400
	20		255,300	290,100	365,900	418,900	494,100
	21		257,000	292,300	367,200	420,100	494,700
勤務	22		258,300	294,500	368,800	421,500	
	23		259,600	296,700	370,400	422,900	
	24		260,800	298,800	371,900	424,200	
	25		262,000	300,800	373,300	425,800	
職員	26		263,200	302,700	374,900	427,200	
	27		264,400	304,600	376,400	428,500	
	28		265,600	306,400	377,900	429,900	
	29		266,700	308,200	379,400	431,300	
以外	30		267,700	310,100	381,000	432,600	
	31		268,800	311,900	382,600	434,100	
	32		269,800	313,600	384,100	435,600	
	33		270,900	315,300	385,600	437,200	
の職員	34		272,000	317,100	387,200	438,600	
	35		273,200	318,800	388,700	440,200	
	36		274,500	320,400	390,200	441,700	
	37		275,700	322,000	391,700	443,400	
員	38		276,800	323,700	393,200	444,900	
	39		278,000	325,500	394,700	446,500	
	40		279,100	327,200	396,100	448,100	
	41		280,400	328,500	397,400	449,600	
	42		281,400	330,400	398,900	451,100	
	43		282,400	332,200	400,300	452,300	
	44		283,300	333,900	401,700	453,500	
	45		283,900	335,500	403,200	454,700	
	46		284,700	337,400	404,800	456,000	
	47		285,500	339,100	406,400	457,200	
	48		286,300	340,800	407,800	458,400	
	49		287,000	342,500	409,000	459,500	
	50		287,800	344,200	410,400	460,700	
	51		288,500	345,900	411,800	461,900	
	52		289,300	347,600	413,100	463,100	

53	290, 100	349, 300	414, 300	464, 300
54	290, 900	350, 600	415, 500	465, 500
55	291, 600	351, 900	416, 800	466, 700
56	292, 400	353, 200	418, 100	467, 900
57	293, 100	354, 700	419, 400	469, 000
58	293, 700	356, 300	420, 700	469, 600
59	294, 500	357, 800	422, 100	470, 100
60	295, 300	359, 400	423, 300	470, 600
61	296, 000	360, 800	424, 500	471, 100
62	296, 600	362, 400	425, 900	
63	297, 400	364, 000	427, 300	
64	298, 000	365, 400	428, 600	
65	299, 000	366, 900	429, 800	
66	299, 800	368, 500	431, 000	
67	300, 500	370, 100	432, 300	
68	301, 200	371, 600	433, 700	
69	301, 800	373, 100	435, 000	
70	302, 500	374, 700	436, 200	
71	303, 200	376, 200	437, 200	
72	303, 900	377, 700	438, 400	
73	304, 600	379, 200	439, 600	
74	305, 300	380, 800	440, 700	
75	306, 000	382, 400	441, 900	
76	306, 500	383, 900	442, 900	
77	307, 100	385, 300	444, 000	
78	307, 700	386, 700	445, 000	
79	308, 400	388, 100	446, 000	
80	309, 000	389, 400	447, 000	
81	309, 500	390, 700	447, 900	
82	310, 100	392, 100	448, 700	
83	310, 800	393, 400	449, 500	
84	311, 500	394, 700	450, 300	
85	312, 100	395, 800	451, 000	
86	312, 900	397, 200	451, 400	
87	313, 600	398, 500	451, 800	
88	314, 200	399, 800	452, 200	
89	314, 900	401, 000	452, 600	
90	315, 700	402, 300	452, 900	
91	316, 500	403, 400	453, 200	
92	317, 300	404, 600	453, 400	
93	317, 800	405, 800	453, 700	
94	318, 600	406, 900	454, 000	
95	319, 400	408, 100	454, 300	
96	320, 200	409, 300	454, 500	
97	320, 800	410, 700	454, 700	
98	321, 500	411, 700	455, 000	
99	322, 300	412, 700	455, 300	
100	323, 000	413, 700	455, 500	
101	323, 800	414, 600	455, 700	
102	324, 600	415, 600	456, 000	
103	325, 500	416, 700	456, 300	
104	326, 300	417, 800	456, 500	
105	326, 900	418, 500	456, 700	
106	327, 700	419, 400		
107	328, 500	420, 300		
108	329, 300	421, 200		

109	330,000	422,000			
110	330,400	422,800			
111	330,700	423,600			
112	331,200	424,400			
113	331,700	425,000			
114	332,100	425,700			
115	332,500	426,400			
116	332,900	427,100			
117	333,400	427,700			
118	333,900	428,200			
119	334,300	428,500			
120	334,800	428,800			
121	335,300	429,100			
122	335,700	429,400			
123	336,100	429,700			
124	336,600	429,900			
125	337,100	430,100			
126	337,400	430,400			
127	337,700	430,700			
128	338,000	430,900			
129	338,200	431,100			
130	338,500	431,400			
131	338,800	431,700			
132	339,000	431,900			
133	339,200	432,100			
134	339,400	432,400			
135	339,600	432,700			
136	339,900	432,900			
137	340,200	433,100			
138	340,400	433,400			
139	340,700	433,700			
140	341,000	433,900			
141	341,200	434,100			
142	341,400	434,400			
143	341,700	434,700			
144	341,900	434,900			
145	342,200	435,100			
146	342,400				
147	342,700				
148	343,000				
149	343,200				
150	343,400				
151	343,700				
152	344,000				
153	344,200				
定年前再任用短時間勤務職員等	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	249,100	290,800	321,000	350,100	437,900

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年以前再任用短時間勤務職員等以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

41	408, 200	479, 600	536, 300
42	408, 900	480, 800	537, 100
43	409, 500	481, 900	537, 900
44	410, 100	483, 000	538, 700
45	410, 900	484, 000	539, 600
46	411, 500	484, 900	540, 400
47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800
68		498, 500	558, 700
69		499, 000	559, 500
70		499, 500	560, 400
71		500, 000	561, 300
72		500, 500	562, 200
73		500, 900	563, 000
74		501, 400	
75		501, 800	
76		502, 200	
77		502, 700	
78		503, 300	
79		503, 800	
80		504, 200	
81		504, 700	
82		505, 300	
83		505, 900	
84		506, 400	

			506,900		
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、こども発達支援センター又は保健所に勤務する医師に適用する。

看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
		2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
		3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
		4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
		5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
		6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
		7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
		8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
		9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
		10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
		11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
		12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
		13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
		14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
		15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
		16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
定年		17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
		18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
		19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
		20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
		21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
前再		22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
		23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
		24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
		25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
任用		26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
		27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
		28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
		29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
短時間		30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
		31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
		32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
		33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
勤務		34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
		35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
		36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
		37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
職員等		38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
		39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
		40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
		41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
以外の職員		42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
		43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
		44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
		45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
職員		46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
		47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
		48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
		49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
		50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
		51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
		52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
		53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
		54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
		55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
		56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	

57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000		
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500		
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
110	306, 500	337, 800	372, 400			
111	306, 700	338, 100	372, 900			
112	307, 000	338, 400	373, 300			
113	307, 300	338, 700	373, 700			
114	307, 500	339, 100	374, 100			
115	307, 800	339, 400	374, 600			
116	308, 000	339, 700	375, 100			

117	308,300	339,900	375,500				
118	308,500	340,200	376,000				
119	308,800	340,500	376,500				
120	309,100	340,700	377,000				
121	309,400	340,900	377,300				
122	309,700	341,200					
123	310,000	341,500					
124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000					
126	310,700	342,300					
127	311,000	342,600					
128	311,400	342,800					
129	311,600	343,000					
130	311,900	343,200					
131	312,200	343,500					
132	312,600	343,700					
133	312,800	344,000					
134	313,100	344,400					
135	313,400	344,800					
136	313,700	345,200					
137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					
139	314,500	346,300					
140	314,800	346,700					
141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員等	基 準 給料月額						
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、こども発達支援センターに勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 福山市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項を削る。

第13条第2項第2号(ツ)中「60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

- (〒) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満のもの 42, 200円
- (��) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満のもの 45, 700円
- (+) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満のもの 49, 200円
- (ニ) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満のもの 52, 700円
- (メ) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満のもの 56, 200円
- (レ) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満のもの 59, 600円
- (ロ) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満のもの 63, 000円
- (ハ) 片道100キロメートル以上のもの 66, 400円

第25条第2項中「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の115」を「及び12月に支給する場合には100分の113.75」に、「に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の95」を「及び12月に支給する場合には100分の93.75」に改め、同条第3項中「100分の112.5、12月に支給する場合には100分の115」を「100分の113.75」に、「100分の65、12月に支給する場合には100分の67.5」を「100分の66.25」に、「100分の92.5、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の93.75」に、「100分の55、12月に支給する場合には100分の57.5」を「100分の56.25」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第26条の3第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、「定める」の次に「額とする」を加える。

別表第2備考2中「で規則で定めるもの」を削り、「7,700円」を「30,700円」に改め、「加算した額」の次に「とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額」を加える。

(福山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 福山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第8条第2項中「」とあるのは「100分の15」と、「100分の112.5」を「、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の115」に、「100分の87.5」を「100分の15、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 福山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の115」を「」とあるのは「100分の15」と、「100分の113.75」に、「100分の15、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

（福山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第5条 福山市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「7,500円」を「8,000円」に改める。

（福山市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第6条 福山市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1級である者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当

該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。)を除く。)」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「受ける者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を、「第6条」の次に「第1項及び第2項」を加える。

第6条第3項中「教育職員」の次に「(管理職手当を受ける者を除く。)」を加える。
(福山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 福山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び」を「に支給する場合には100分の112.5、」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改める。

第7条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第15条第2項中「及び」を「に支給する場合には100分の112.5、」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改める。

第15条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第21条中「給与改定」の次に「(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規則で定める者の給与改定の実施時期等の取扱いは、任命権者が別に定める。

第8条 福山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「に支給する場合には100分の112.5、」を「及び」に、「100分の115」を「100分の113.75」に改める。

第7条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第15条第2項中「に支給する場合には100分の112.5、」を「及び」に、「100分の115」を「100分の113.75」に改める。

第15条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

(福山市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 福山市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の前の見出し及び同条並びに附則第7条中「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中福山市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第6条の2第2項を削る改正規定並びに第26条の3第2項及び別表第2備考2の改正規定並びに第5条及び第6条の規定並びに附則第3条及び第4条の規定 令和8年1月1日

(2) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第4条及び第8条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第26条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（福山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第7条の規定（福山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）第21条の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第26条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第7条の規定（会計年度任用職員条例第21条の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定（給与条例第13条第2項第2号、第14条の2第3項、第22条第1項、第25条第2項及び第3項、第26条第2項並びに別表第1から別表第4までの改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の給与条例（以下この条において「第1条改正後給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下この条において「改正後の任期付職員条例」という。）又は第7条の規定による改正後の会計年度任用職員条例（以下この条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第7条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和12年12月31日までの間における給料表の加算額に関する経過措置)

第3条 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第2条改正後給与条例」という。）別表第2備考2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、職務の級が3級である職員にあっては第2条改正後給与条例別表第2備考2中「30,700円」とあるのは次の表の中欄に掲げる額と、職務の級が4級である職員にあっては第2条改正後給与条例別表第2備考2中「23,000円」とあるのは次の表の右欄に掲げる額とする。

期間	職務の級が3級である職員	職務の級が4級である職員
令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円	3,800円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,400円	7,700円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,200円	11,500円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,000円	15,300円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	26,900円	19,200円

(令和12年12月31日までの間における高等学校の教育職員の教職調整額に関する経過措置)

第4条 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第6条の規定による改正後の福山市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

議第30号

福山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

1 趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条に基づき策定するもので、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自身の能力を發揮し授業づくりなど学校教育の質を高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的とする。

本計画は、第三次福山市教育振興基本計画における基本施策「教職員が元気・笑顔で勤務できる環境の充実」で掲げた目標を達成するための取組の一環として位置づける。

2 計画期間

2026年度（令和8年度）から2029年度（令和11年度）までの4年間とする。

○ 福山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画【別冊資料1】